

会議録

会議の名称	平成 29 年度第 1 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 29 年 10 月 31 日（火曜日）午後 7 時から 8 時 10 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：金石委員、田代委員、平山委員、村田委員、指田委員、岸保委員、浅野委員、仲川委員、長谷田委員、清水委員、土方委員、梅田委員、渡邊委員、新井委員 欠席委員：千葉委員 事務局：副市長 池澤、市民部長 大久保、保険年金課長 森谷、国保給付係長 定留、国保加入係長 後藤、国保徴収係長 橘、国保給付係主査 藤野
議題	1 諮問事項 平成 30 年度 国民健康保険料のあり方について
会議資料の名称	資料 1 平成 29 年度西東京市国民健康保険運営協議会委員名簿 資料 2 西東京市国民健康保険条例 資料 3 西東京市国民健康保険運営協議会規則 資料 4 西東京市国民健康保険加入者の状況 資料 5 平成 28 年度国民健康保険特別会計決算の概要 資料 6 国民健康保険制度改革の概要 資料 7 平成 29 年度ベースによる東京都の試算結果 参考資料 1 諮問第 1 号に対する答申書（写）（平成 29 年 1 月 27 日） 参考資料 2 西東京市国民健康保険料のあり方について（平成 27 年 1 月 29 日答申資料） 参考資料 3 西東京市国民健康保険料 徴収率の推移
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 開 会	
<p>○事務局</p> <p>平成 29 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>まず、本日の会議は定足数に達していることをご報告します。</p> <p>国民健康保険におきましては、市長の諮問を受け、諮問事項の意見の交換や調査、審議、さらに市長への意見の具申を行うための諮問機関として国民健康保険運営協議会を設置することが、国民健康保険法第 11 条で定められています。</p> <p>本市の運営協議会は、国民健康保険条例第 2 条により、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の 3 つの代表、各 5 名、計 15 名で構成することとなっています。</p> <p>委員の任期は 2 年で、協議会の会長、会長代行は、国民健康保険法施行令第 5 条によ</p>	

り、中立的な立場の公益代表の中より選ばれることとなります。

また、会議の開催に当たりましては、西東京市国民健康保険運営協議会の傍聴に関する実施基準の第2-2項に基づきまして、委員の過半数の同意があれば傍聴人の入室を許可することができることとなっています。

運営協議会における会議録は、市民参加条例第9条、会議録の作成及び公開、同条例施行規則第4条、会議録の作成の基本方針などにより、発言者の発言内容ごとの要点記録とさせていただきたいと思っております。

会議開催時に、会議録の署名委員を会長より2名指名していただき、作成された会議録の確認及び署名のお願いをします。

傍聴者はいますか。（いません。）

## 2 各委員紹介

### ○事務局

資料1の名簿に沿って自己紹介をお願いします。

[各委員より自己紹介]

## 3 会長、会長代行の選出

### ○事務局

国民健康保険運営協議会の会長及び会長代行につきましては、公益代表委員5名の中から、委員全員の選挙により選出することと定められています。公益代表委員の皆様の中で御推薦ということで決定したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、どなたか御推薦をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

### ○梅田委員

会長に清水委員、会長代行に土方委員をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

### ○事務局

ただいま、会長候補に清水委員、会長代行候補に土方委員との御推薦がありまして、異議なしということでございますので、皆様からの御承認をいただいたということで、会長、会長代行が決まりましたので、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。

[会長は会長席、会長代行は会長代行席に着く]

## 4 会長、会長代行挨拶

（会長、会長代行の挨拶）

会議録署名委員の指名

### ○清水会長

今回の会議録署名委員は、金石委員と田代委員に依頼します。

## 5 議 題

### (1) 諮問事項

平成 30 年度 国民健康保険料のあり方について

#### ○清水委員

それでは、議題に入ります。諮問事項となります。

#### ○副市長

諮 問 第 1 号

平成 29 年 10 月 31 日

西東京市国民健康保険運営協議会会長 清水文子殿

西東京市長 丸山浩一

西東京市国民健康保険運営協議会への諮問について

標記の件について、西東京市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

諮問事項

平成 30 年度国民健康保険料のあり方について

#### ○清水委員

ただいま諮問を頂戴しました。

審議に入ります。本日の資料の説明をしてから質疑をしていただきたいと思います。

### (2) 平成 28 年度決算報告について

#### ○事務局

【配布資料の確認及び説明】

#### ○清水会長

ただいまの説明に対して御質問はありますか。

#### ○田代委員

参考資料 3 の徴収率の推移ですが、全体徴収率が 82.1%で多摩 26 市の中 11 位と説明がありました。内訳を見ますと、滞納繰越分がここ 2 年間で 5%ずつ上がっていますが、どのような取り組みをされているのですか。

#### ○事務局

保険料の徴収についてですが、現年度分の徴収を努力することで翌年度にまわる滞納繰越分が減るという状況がございますので、納め忘れた方に対しては、早期に納めていただけるよう連絡しており、あくまでも徴収の基本は現年度分を確保することが一番だと考えております。

また、滞納される方の中には、ご自身に資力がありながらお支払いいただけない方もいらっしゃいますので、そのような方に対しては、ある程度強制的な対応も必要となって

まいります。そこで一定程度預金等がある方については差し押さえという手段をとっており、そのようなことも徴収率の向上に反映されているということがございます。また、この滞納繰越分につきましては、納税課とも連携しており、額が大きいものについては納税課に移管し、税とともに徴収するというような取組みも行っておりますので、その効果があらわれているのではと考えております。

○田代委員

将来的な目標はどのくらいですか。一般会計からの繰入を減らすためにも徴収率の向上は必要かと思えます。

○事務局

現年度分を納め忘れの方につきましては、文書または電話などで連絡し、滞納に落ちないような取組みを引き続き続けることにより、少なくとも前年度を下回らないよう、そしてさらなる向上を目指すよう取組んでまいりたいと考えております。

○清水会長

資産があるのに払わないのか、あるいは困っていて払わないのでしょうか。

○事務局

納付相談で困っているとおっしゃる方の中には、預金調査などをいたしますと、預金を持っていらっしゃる方もおられます。そういった方については差し押さえという方法をとっております。

○清水会長

そのほかありますか。

では、次に参りたいと思えます。

### (3) 国民健康保険制度改革の概要について

○事務局

【配布資料の確認及び説明】

○清水会長

ただいまの説明に対して御質問はありますか。

最終的に西東京市で検討しなさいという額が来るのが1月ですね。

○事務局

はい、そうです。

○清水会長

東京都は2方式で計算しているみたいだけど、3方式でもいいというようなことが、どこかにありましたね。

○事務局

参考までに3方式でも示しているということになります。

○清水会長

平成30年度は2方式にしましょうということで、ずっと今まで検討してきたのですが、

その辺の見直しというか、どうなのでしょうね。あり方についての諮問ですので、いかがいたしましょうか。

○田代委員

資料2ページの「5.保険給付」の都道府県の主な役割に「給付に必要な費用を、全額、市区町村に対して支払い」と書かれていますが、発生した費用でなく、必要な費用と書かれているのは、必要でないと認められた場合は支払われないのですか。

○事務局

東京都では、必要な保険給付を西東京市に全額支払うため、納付金や標準保険料率を示すということがありますので、基本的には私どもが上げた数字を参考にしながら、東京都において推計し、保険給付費は全額支払われるということになっています。

○田代委員

資料3ページの改革後の国保財政の仕組み（イメージ）の改革後を見ますと、収入と支出の際、東京都を経由することで、支出にタイムラグが発生することはないのですか。

○事務局

支出に関しては、東京都が国民保険団体連合会の支払いを行う部門ともやりとりしながら、滞りなく行う方法で現在検討しているところですので、遅れることはないと認識しています。

○田代委員

資料5ページの納付の算定方法について、医療サービスに地域差があると書いてありますが、地域差とは、人間ドックや健康診断などで市町村によってサービスが違ってくるのか、それとも同じ症状で市町村によって金額が違ってくるのでしょうか。

○事務局

一般的に、医療機関が充実しているところは、医療にかかりやすいということがあり、医療の水準が上がっているということがございます。そのようなことから医療の地域差があると認識しております。

○田代委員

一般会計からの繰入は従来どおりできるという前提でよろしいのでしょうか。

○事務局

一番ご関心がおありになるところかと思いますが、今回の改革により、3,400億円の公費が国保に追加投入されるという事情がございます。国保の特別会計の運営については、保険料、そして国や東京都などの公費で賄うのが大前提ですので、国や東京都は、一般会計から繰り入れを行っていることに対しいかがなものかとの間申しております。法定外繰入金金の削減・解消については、国が方針を示すということですので、今後、取り組むべき課題としてございます。

○田代委員

この辺がわからないと、来年度の保険料をどうするかも難しい。

○事務局

その辺は運営方針を見た中で、お示ししながら考えていきたいと思っております。ただ、基本的には制度改革の年ですので、国としても一定程度激減緩和ということも想定しながらこの間説明されております。急激に平成30年度に向けては大きな変更はないような形で考えていきたいと思っております。

○清水会長

平成30年度は賦課方式を2方式にするということはどうでしょうか。

○事務局

次回、その辺のところは検討させていただきたいと思っております。

○長谷田委員

資料7の試算結果の順位ですが、東京都の市町村と23区合わせての順位ということでよろしいのですか。

○事務局

東京都には、区市町村が62団体ございますので、62団体の平均ということになります。

○清水会長

わからない部分は再度説明していただくことにさせていただこうと思えます。

#### (4) その他

○清水会長

それでは、その他に移らせていただきます。

○事務局

次回、第2回の運営協議会の開催について調整させていただきたいと思えます。

[次回日程調整]

○清水会長

平成29年12月20日(水)午後7時といたします。

○田代委員

今後の会議ですが、例年どおりの回数でいいのか、それとも制度改革に伴い回数が増えるのか、その辺の見込みはいかがでしょうか。

○事務局

最終的には1月の時点で本係数による納付金の確定額が出ない限りは動けないという事情もございますので、1月は回数が増えるという可能性があるかもしれません。

#### 6 閉 会

○清水会長

それでは、予定した議題を終わりましたので、本日はこれで閉会にしたいと思います。ありがとうございました。

午後8時10分 閉会